

法務省入国管理局（平成 27 年 9 月）
「難民認定制度の運用の見直しの概要
～真の難民を迅速かつ確実に庇護するために～」

3 難民認定制度の運用状況（問題点）

（１） 難民認定数が少ないという内外の批判

○平成27年6月19日（金）報道

「国連が、世界の難民や国内避難民が過去最多の6,500万人となったと発表したとする一方、平成26年に難民と日本で認定されたのは11人のみであり、日本は難民認定に慎重である。」

○平成26年11月18日（木）報道

“Japan helps too few refugees : UNHCR chief

3,260 people applied last year but only six got refugee status”

（国連難民高等弁務官談：日本はほとんど難民を庇護していない。昨年3,260名が難民認定申請をしたが、難民と認められた者は6名のみであった。）

（２） 難民認定制度の濫用・誤用事例の急増

ア 平成26年に難民と認定しなかった者2,906人の申立てを見ると、約30%が難民条約上の迫害理由に明らかに該当しない内容である。

（例）

- ① 借金問題や遺産相続等主に財産上のトラブルを申し立てるもの：約16%
- ② 帰国後の生活苦や本邦での稼働継続希望等の個人的事情を申し立てるもの：約7%
- ③ 地域住民等との間に生じたトラブルや暴力事件等に起因する危害のおそれを申し立てるもの：約5%

イ 平成25年に異議申立てにおいて「理由なし」の決定を受け、かつ人道配慮もされなかった者796人のうち、約8割以上の684人が再申請を行った（平成27年6月末現在）。



このような事例が急増した結果、審査期間が長期化し、真に庇護を必要とする難民を迅速に庇護することに支障が生じている。

<http://www.moj.go.jp/content/001158326.pdf>